

平成 28 年 2 月 1 日

患者さん 各位

愛知医科大学病院

病 院 長 羽生田 正 行

皮膚科部長 渡 邊 大 輔

## 皮膚科の外来診療体制の変更について

当院の皮膚科の外来診療においては、かねてより地域医療連携、高度医療の提供を推進しておりますが、この度、さらにこれらを推進するため、より専門性の高い医療を必要とする患者さんの診療に特化することとし、下記のとおり初診患者さんについて**完全紹介制**を導入することにいたしました。

大学病院におけるより専門性の高い医療機能を引き続き十分に発揮するため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

### 1 完全紹介制について

- (1) **紹介状をお持ちでない初診患者さんの診察をお断りさせていただきます。まず地域の皮膚科診療所や一般病院の皮膚科を受診していただき、専門的な治療が必要と判断された場合に、当科への紹介状をご持参の上ご来院ください。**
- (2) 緊急性が高いと判断される患者さんについては、紹介状を持参されていない場合でも当日対応いたします。
- (3) ご予約がなく、1年以上の期間が空いて受診されなかった再診患者さんについては、初診患者さんとして同様の対応とさせていただきます。

### 2 再診患者さんについて

症状の安定している再診患者さんについては、できるだけ当院の連携先の病院又は診療所への紹介を進めてまいります。

### 3 実施日 平成 28 年 4 月 1 日（金）から